

令和 2 年 3 月 9 日
環境清掃部温暖化対策課

チーム江東・環境配慮推進計画の改定について

1 計画の位置付け

本計画は、区役所も区内の一事業者として率先して地球温暖化対策を推進するため、区職員に向けて平成 22 年 11 月に策定したもので、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）による「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」の位置付けである。第 2 次計画の後期期間（平成 27 年度～令和元年度）が終了するにあたり、環境・エネルギー情勢の変化も踏まえ、第 3 次計画（令和 2 年度～11 年度）として改定。

2 主な改定内容

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 11 年度

(2) 目標の改定

前計画同様 CO₂削減量とし、省エネ法で定める年平均 1%削減に基づき、10 年後（平成 30 年度比）に 10%、3,639t 削減と設定。

(3) チーム江東・取組マニュアル（計画に内包）の改定

1. SDGs の目標を記載

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。区としても取り組んでいく必要があるため、チーム江東・取組マニュアルに対応させた。

2. プラスチックごみ削減の項目を追加

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっており、これを削減していくため、ワンウェイプラスチックを使用しない、イベント等でプラスチック製品を使用しない、分別の徹底等、新たに項目を追加。

3. 指定管理者も含めた新電力の導入推奨を記載

区では、平成 31 年度 4 月より、全区立小・中学校及び義務教育学校で新電力を導入しており、それによる CO₂排出量は従来比で 75%減となっている。CO₂削減効果が明確な新電力の導入を各施設に推奨していく。

4. 職員の意見を反映

全職員に素案を提示し、広く意見を募集のうえ改定。